第25章 海岸保全施設整備工事仕様書

第25章 海岸保全施設整備工事仕様書

目 次

舅	第1節	適	用	467
	25-1	-1	適 用	467
舅	第2節	適用す	-ペき諸基準	467
	25-2	2 - 1	適用すべき諸基準	467
舅	3節	土	I	467
	25 - 3	3 - 1	一般事項	467
	25 - 3	3 - 2	掘 削 工	467
	25 - 3	3 - 3	盛 土 工	467
	25 - 3	3 - 4	法面整形工	467
	25 - 3	3 - 5	作業残土処理工	468
舅	94節	地盤改	皮良工	468
	25-4	1 - 1	一般事項	468
	25-4	1 - 2	表層安定処理工	468
舅	第5節	護岸基	k礎工	468
	25 - 5	5 - 1	一般事項	468
	25 - 5	5 - 2	材 料	468
	25 - 5	5 - 3	捨 石 工	468
	25 - 5	5 - 4	場所打コンクリート工	469
	25 - 5	5 - 5	笠コンクリート工	469
	25 - 5	5 - 6	作業土工	469
	25 - 5	5 - 7	法留基礎工	469
	25 - 5	5 - 8	矢 板 工	469
舅	第6節	護岸エ	〔(表法被覆工)	469
	25 - 6	6 - 1	一般事項	469
	25 - 6	6 - 2	材 料	470
	25 - 6	9 - 3		
	25 - 6	6 - 4	欠 番	470
	25 - 6	6 - 5	海岸ブロック工	470
	25 - 6	6 - 6	コンクリート被覆工	471
			場所打擁壁工	
舅			2覆工	
			一般事項	
	25 - 7	7 - 2	コンクリート被覆工	472
	25 - 7	7 - 3	アスファルト被覆工	472

第8節 波返	I	472
25 - 8 - 1	一般事項	472
25 - 8 - 2	材 料	472
25 - 8 - 3	波 返 工	472
第9節 裏法被	覆工	472
25 - 9 - 1	一般事項	472
25 - 9 - 2	欠 番	473
25 - 9 - 3	コンクリートブロック工	473
25 - 9 - 4	コンクリート被覆工	473
25 - 9 - 5	アスファルト被覆工	473
25 - 9 - 6	法 枠 工	473
第10節 根固	めエ	473
25-10-1	一般事項	473
25-10-2	作業土工	473
25-10-3	捨 石 工	473
25-10-4	根固めブロック工	473
第 11 節 消 波	₹ エ	473
25 - 11 - 1	一般事項	473
25-11-2	作業土工	473
25-11-3	捨 石 工	473
25 - 11 - 4	消波ブロック工	473
第 12 節 排 水	、エ	474
25 - 12 - 1	一般事項	474
25-12-2	作業土工	474
25-12-3	側 溝 工	474
25 - 12 - 4	集水桝工	474
25 - 12 - 5	欠 番	474
25-12-6	暗渠工・管渠工	474
第 13 節 付属物	物設置工	475
25 - 13 - 1	一般事項	475
25-13-2	欠 番	
25 - 13 - 3	欠 番	475
	作業土工	
25 - 13 - 5	階 段 工	475
	防止柵工	
	基礎工	
25 - 14 - 1	一般事項	
25-14-2	材 料	475
25 - 14 - 3	作業士工	476

第25章 海岸保全施設整備工事仕様書

25 - 14 - 4	捨 石 工476
25 - 14 - 5	洗掘防止工476
第 15 節 突堤	堤体工476
25 - 15 - 1	一般事項476
25 - 15 - 2	捨 石 工477
25 - 15 - 3	海岸ブロック工477
25 - 15 - 4	欠 番477
25 - 15 - 5	欠 番477
25 - 15 - 6	欠 番477
25 - 15 - 7	欠 番477
25 - 15 - 8	場所打コンクリート工477
第 16 節 離岸	堤基礎工477
25 - 16 - 1	一般事項477
25 - 16 - 2	材 料477
25 - 16 - 3	作業土工477
25 - 16 - 4	捨 石 工477
25 - 16 - 5	洗掘防止工477
第 17 節 離岸	堤本体工477
25 - 17 - 1	一般事項477
25 - 17 - 2	捨 石 工
25 - 17 - 3	海岸ブロック工478
25 - 17 - 4	欠 番
25 - 17 - 5	欠 番
25 - 17 - 6	場所打コンクリート工478
第 18 節 人工	リーフ堤体工 478
25 - 18 - 1	一般事項478
25 - 18 - 2	捨 石 工
25 - 18 - 3	海岸ブロック工478

第1節 適 用

25-1-1 適 用

- 1 本章は、海岸工事における海岸土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工(表法被覆工)、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、根固め工、消波工、排水工、付属物設置工、突堤基礎工、突堤場体工、離岸堤基礎工、離岸堤本体工、人工リーフ堤体工、その他これらに類する工種について適用する。
- 2 海岸土工は第4章第5節河川・海岸土工、地盤改良工は、第3章 第7節 地盤改良工、構造物撤 去工は、第3章 第9節 構造物撤去工、仮設工は、第3章 第10節 仮設工の規定による。
- 3 本章に特に定めのない事項については、第1章から第5章の規定による。
- 4 受注者は、海岸工事の施工に当たっては、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。
- 5 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。
- 6 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
- 7 受注者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、 許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

25-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、 疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければばらない。

- (1) (社) 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月)
- (2) (社) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月)
- (3) 全国農地海岸保全協会・(公社) 全国漁業漁場協会・(一社) 全国海岸協会・

(公社) 日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成30年8月)

- (4)農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準「農地保全」 (昭和54年7月)
- (5) 北海道海岸事業連絡会議 海岸保全施設設計の基準と運用 (令和 元年 6月)

第3節 土 工

25-3-1 一般事項

本節は、海岸土工として掘削工、盛土工、法面整形工、作業残土処理工その他これらに類する工 種に定める。

25-3-2 掘削工

掘削工の施工については、4-5-2 掘削工の規定による。

25-3-3 盛土工

盛土工の施工については、4-5-3 盛土工の規定による。

25-3-4 法面整形工

法面整形工の施工については、4-5-5 法面整形工の規定による。

25-3-5 作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、4-5-7 作業残土処理工の規定による。

第4節 地盤改良工

25-4-1 一般事項

本節は、地盤改良工として表層安定処理工について定める。

25-4-2 表層安定処理工

表層安定処理工の施工については、3-7-4 表層安定処理工の規定による。

第5節 護岸基礎工

25-5-1 一般事項

- 1 本節は、護岸基礎工として捨石工、場所打コンクリート工、笠コンクリート工、法留基礎工、矢 板工、その他これらに類する工種について定める。
- 2 受注者は、護岸基礎コンクリートの施工に当たっては、原則として水中打込みを行ってはならない。
- 3 受注者は、護岸基礎の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。
- 4 受注者は、護岸基礎工の施工に当たっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。
- 5 受注者は、護岸基礎工の施工に当たっては、上部構造物との継目から背面土砂の流出を防止する ため、水密性を確保するよう施工しなければならない。また、施工に際して遮水シート等を使用す る場合は設計図書によるものとする。
- 6 受注者は、護岸基礎の施工に当たっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。

25-5-2 材 料

- 1 護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、設計図書によるものとする。
- 2 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006 (割ぐり石) に適合したものまたは、これと同等以上の 品質を有するものとし、使用に当たっては、工事監督員の承諾を得なければならない。
- 3 護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化または凍壊のおそれの ないものとする。

25-5-3 捨石工

- 1 受注者は、捨石基礎の施工に当たっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の 影響により施工方法を変更する場合は、工事監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に努めなければならない。
- 4 受注者は、捨石基礎の施工に当たっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具を持って捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。
- 5 受注者は、捨石基礎の施工に当たっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面に緩みがないよう 施工しなければならない。
- 6 受注者は、遺方を配慮し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。

25-5-4 場所打コンクリートエ

- 1 受注者は、場所打コンクリートの施工に当たっては、第5章 無筋・鉄筋コンクリートの規定に よる。
- 2 受注者は、場所打コンクリート基礎の施工に当たっては、基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。
- 3 受注者は、潮待作業で施工する場合は、施工が疎漏にならないよう工程、打込み方法等の施工計画を工事監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みに当たっては、第5章 第12節 水中コンクリートの規定によらなければならない。
- 5 受注者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けて はならない。
- 6 受注者は、コンクリート打設後、5-6-9 養生の規定によらなければならない。なお、養生 用水に海水を使用してはならない。
- 7 受注者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。
- 8 受注者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は鍵型としなければならない。

25-5-5 笠コンクリートエ

- 1 笠コンクリートの施工については、第5章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
- 2 プレキャスト笠コンクリートの施工については、3-5-3 コンクリートブロック工の規定による。
- 3 受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないよう にしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。
- 4 プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないよう施工しなければならない。

25-5-6 作業土工

作業土工については、3-3-3 作業土工の規定による。

25-5-7 法留基礎工

- 1 法留基礎工の施工については、3-4-3 法留基礎工の規定による。
- 2 受注者は、プレキャスト法留基礎の運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

25-5-8 矢板工

矢板工の施工については、3-3-4 矢板工の規定による。

第6節 護岸工(表法被覆工)

25-6-1 一般事項

- 2 受注者は、護岸の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。

- 3 受注者は、護岸のコンクリート施工に当たっては、原則として水中打込みを行ってはならない。 やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、25-5-4 場所打コンクリート工の規定によら なければならない。
- 4 受注者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けて はならない。
- 5 受注者は、表法被覆の基層(裏込め)の施工に当たっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。
- 6 受注者は、護岸と基層(裏込め)との間に吸出し防止材を敷設するに当たっては、設計図書によるものとし、敷設するに当たっては、護岸ブロックを吊り金具による水平吊りで施工しなければならない。なお、吊り金具による水平吊りができない場合は、施工方法について工事監督員の承諾を得なければならない。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。

25-6-2 材 料

- 1 吸出し防止材として使用する材料は、次に掲げるものとする。
 - (1) アスファルトマット
 - (2) 合成繊維マット
 - (3) 合成樹脂系マット
 - (4) 帆 布
- 2 アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計 図書によるものとする。
- 3 アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープは、径 $6 \sim 12 \text{ mm}$ で脱油処理されたものとし、滑止め 金具を取り付けるものとする。
- 4 アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、工事監督 員の承諾を得なければならない。
- 5 合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用するものとする。また、マットの厚さ、 伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は設計図書によるものとし、マットの形状寸法につい ては、製作に先立ち工事監督員の承諾を得なければならない。
- 6 合成樹脂形マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書によるものとし、 マットの形状寸法については、製作に先立ち工事監督員の承諾を得なければならない。
- 7 受注者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は 50cm 以上としなければならない。
- 8 護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。

25-6-3 欠 番

25-6-4 欠 番

25-6-5 海岸ブロックエ

- 1 受注者は、製作に当たっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。
- 2 受注者は、製作に当たっては、剥離材はムラなく塗布し、型枠組立時には余分な剥離材が型枠内 部に残存しないようにしなければならない。
- 3 受注者は、型枠の組立てに当たっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。
- 4 受注者は、コンクリートの打込みに当たっては、打継ぎ目を設けてはならない。

- 5 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで脱型してはならない。
- 6 受注者は、コンクリートの打設後、5-6-9 養生の規定によらなければならない。なお、養生用水に海水を使用してはならない。
- 7 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度が出てから行うものとし、吊上 げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。
- 8 受注者は、コンクリートブロック製作完了後、製作番号を表示しなければならない。
- 9 受注者は、仮置き場所の不陸を均さなければならない。
- 10 受注者は、コンクリートブロックの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。また、ワイヤー等で損傷する恐れのある部分は保護しなければならない。
- 11 受注者は、コンクリートブロックの据付けに当たっては、コンクリートブロック相互の接合部に おいて段差が生じないように施工しなければならない。
- 12 受注者は、据付けに当たって、ブロック層における自然空隙に、間詰石の挿入をしてはならない。
- 13 受注者は、据付けに当たって、基礎面とブロックの間またはブロックとブロックの間に噛み合せ 石等をしてはならない。
- 14 受注者は、コンクリートブロックを海中に一旦仮置きし据付ける場合は、ブロックの接合面に付着している貝、海草等の異物を取り除き施工しなければならない。

25-6-6 コンクリート被覆工

- 1 受注者は、止水板を施工するに当たっては、めくれ、曲げが生じないよう、また、両側のコンク リートに均等に設置しなければならない。
- 2 受注者は、ダウエルバーを施工するに当たっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。
- 3 受注者は、コンクリート被覆の施工に当たっては、設計図書に示す位置以外に打継目を設けては ならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、工事監督員の承諾を得 なければならない。
- 4 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。
- 5 受注者は、コンクリート被覆が階段式の場合、階段のけあげ部に吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。
- 6 受注者は、裏込石の施工に当たっては、砕石、割栗石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。

25-6-7 場所打擁壁工

- 1 場所打擁壁工の施工については、第5章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
- 2 受注者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。
- 3 受注者は、場所打擁壁に、打継目及び目地を施工する場合は、25-6-6 コンクリート被覆工 の規定によらなければならない。
- 4 受注者は、裏込石の施工に当たっては、砕石、割ぐりまたはクラッシャーランを敷均し、締固め を行わなければならない。

第7節 天端被覆工

25-7-1 一般事項

- 1 本節は、天端被覆工としてコンクリート被覆工、アスファルト被覆工、その他これらに類する工 種について定める。
- 2 受注者は、基礎材(路盤)及び天端被覆の施工に当たっては、路床面及び基礎材面(路盤面)に 異常を発見した場合は、その処理方法について工事監督員と協議しなければならない。

25-7-2 コンクリート被覆工

- 1 受注者は、コンクリート被覆を車道として供用する場合は、3-6-6 コンクリート舗装工の 規定によらなければならない。
- 2 受注者は、コンクリート被覆の目地間隔は、3~5mに1ヶ所とし、1つおきに表法被覆の目地と 一致させなければならない。

25-7-3 アスファルト被覆工

受注者は、アスファルト被覆を車道として供用する場合は、3-6-5 アスファルト舗装工の規定によらなければならない。

第8節 波返工

25-8-1 一般事項

本節は、波返工として波返工その他これらに類する工種について定める。

25-8-2 材 料

波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。

25-8-3 波返工

- 1 受注者は、波返と護岸が一体となるように施工しなければならない。また、波返と堤体(表法被 覆)との接続部分は滑らかな曲線となるように施工しなければならない。
- 2 受注者は、止水板を施工するに当たっては、めくれ、曲げが生じないよう、また、両側のコンク リートに均等に設置しなければならない。
- 3 受注者は、ダウエルバーを施工するに当たっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。
- 4 受注者は、コンクリート被覆の施工に当たっては、設計図書に示す位置以外に打継目を設けては ならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、工事監督員の承諾を得 なければならない。
- 5 受注者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。

第9節 裏法被覆工

25-9-1 一般事項

- 1 本節は、裏法被覆としてコンクリートブロック工、コンクリート被覆工、アスファルト被覆工、 法枠工その他これらに類する工種について定める。
- 2 受注者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法 被覆の目地は表法被覆の目地と一致させるものとする。
- 3 受注者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けて

はならない。

- 4 受注者は、裏法被覆の基層(裏込め)の施工に当たっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。
- 5 受注者は、基礎材の施工に当たっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、その処理 方法について工事監督員と協議しなければならない。

25-9-2 欠 番

25-9-3 コンクリートブロックエ

コンクリートブロック工の施工については、3-5-3 コンクリートブロック工の規定による。

25-9-4 コンクリート被覆工

受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。

25-9-5 アスファルト被覆工

アスファルト被覆工の施工については、3-6-5 アスファルト舗装工の規定による。

25-9-6 法枠工

法枠工の施工については、3-3-5 法枠工の規定による。

第10節 根固め工

25-10-1 一般事項

本節は、根固め工として作業土工、捨石工、根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。

25-10-2 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

25-10-3 捨石工

捨石工の施工については、25-5-3 捨石工の規定による。

25-10-4 根固めブロックエ

根固めブロック工の施工については、25-6-5 海岸ブロック工の規定による。

第11節 消波工

25-11-1 一般事項

本節は、消波工として作業土工、捨石工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定める。

25-11-2 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

25-11-3 捨石工

捨石工の施工については、25-5-3 捨石工の規定による。

25-11-4 消波ブロックエ

消波ブロック工の施工については、25-6-5 海岸ブロック工の規定による。

第12節 排水工

25-12-1 一般事項

本節は、排水工として作業土工、側溝工、集水桝工、暗渠工その他これらに類する工種について 定める。

25-12-2 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

25-12-3 側溝工

受注者は、側溝及び側溝蓋の据付けに当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷する恐れのある部分は、保護しなければならない。

25-12-4 集水桝工

受注者は、集水桝の据付に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。 また、ワイヤー等で損傷する恐れのある部分は、保護しなければならない。

25-12-5 欠 番

25-12-6 暗渠工・管渠工

- 1 受注者は、暗渠工の施工に当たっては、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないよう施工しなければならない。
- 2 受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工に当たっては、前後の水路とのすり付を 考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。
- 3 受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工に当たっては、管渠を損傷しないように、かつ偏心 偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。
- 4 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。
- 5 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない
- 6 受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。
- 7 受注者は、コルゲートパイプの布設に当たり次の事項により施工しなければならない。
 - (1) 受注者は、コルゲートパイプの布設に当たっては、砂質土または砂を基床とする。
 - (2) 受注者は、コルゲートパイプの組立てに当たっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
 - (3) 受注者は、コルゲートパイプの予測しない沈下のおそれがあり、上げ越しを行う必要が生じた場合は、布設に先立ち、施工方法について工事監督員と協議しなければならない。
- 8 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について次の事項により施工しなければならない。
 - (1) 受注者は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 及び JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。

- (2) 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱 防止を具備したU型またはUF型の継手を用いなければならない。
- (3) 受注者は、継手接合部に受口表示マークの管種を確認し、設計図書と照合しなければならない。
- (4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。
- (5) 受注者は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。
- (6) 受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。
- (7) 受注者は、鋳鉄管の塗布に当たって使用材料は設計図書に明示したものとし、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去した後に施工しなければならない。
- (8) 受注者は、現場で切断した管の切断面や塗装面に傷、はがれが生じた場合は、さびやその他の付着物、水分を除去した後に塗装しなければならない。
- (9) 受注者は、現場塗装した箇所が乾燥するまで鋳鉄管を移動させてはならない。

第 13 節 付属物設置工

25-13-1 一般事項

本節は、付属物設置工として作業土工、階段工、防止柵工その他これらに類する工種について定める。

25-13-2 欠 番

25-13-3 欠 番

25-13-4 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

25-13-5 階段工

- 1 受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、プレキャスト階段の据付に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷する恐れのある部分は保護しなければならない。

25-13-6 防止柵工

防止柵工の施工については、3-3-10 防止柵工の規定による。

第 14 節 突堤基礎工

25-14-1 一般事項

- 1 本節は、突堤基礎工として作業土工、捨石工、洗掘防止工その他これらに類する工種について定 める。
- 2 受注者は、不陸整正の施工に当たっては、表面を平坦に仕上げなければならない。
- 3 受注者は、突堤基礎の施工に当たっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。

25-14-2 材 料

1 突堤基礎工に使用する捨石は、25-5-2 材料の規定による。

- 2 洗掘防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね 15~25 cmのもので、網目より 大きな天然石または割栗石を使用するものとする。
- 3 洗掘防止工にアスファルトマット、合成繊維マットを使用する場合は、25-6-2 材料の規定による。

25-14-3 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

25-14-4 捨石工

捨石工の施工については、25-5-3 捨石工の規定による。

25-14-5 洗掘防止工

- 1 受注者は、粗朶沈床工に当たって、連柴は梢を一方に向け径 15 cmを標準とし、緊結は長さ約 60 cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろ縄等にて結束し、この間 2 箇所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約 15 cmを残すようにしなければならない。
- 2 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を海岸に平行と沖合に向けて組立てなければならない。
- 3 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て完了後、完全に結束しなければならない。
- 4 受注者は、粗朶沈床の設置に当たって、潮流による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。
- 5 受注者は、沈石の施工に当たって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。
- 6 受注者は、粗朶沈床の設置に当たっては、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層 沈設を行ってはならない。
- 7 受注者は、ふとんかごの詰石に当たっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。
- 8 受注者は、ふとんかごの連結に当たっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。
- 9 受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。
- 10 受注者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は 50 cm以上としなければならない。

第 15 節 突堤堤体工

25-15-1 一般事項

- 1 本節は、突堤堤体として捨石工、海岸ブロック工、場所打コンクリート工その他これらに類する 工種について定める。
- 2 受注者は、突堤堤体のコンクリート施工に当たっては、第5章 無筋・鉄筋コンクリートの規定 による。
- 3 受注者は、堤体工が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。

- 4 受注者は、堤体工が階段式の場合、階段のけ込み部の型枠は吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。
- 5 受注者は、中詰について、堤体施工後速やかに施工しなければならない。
- 6 受注者は、中詰の施工方法について、ケーソン及びセルラーの各室の中詰量の差が極力生じないように行わなければならない。

25-15-2 捨石工

捨石工の施工については、25-5-3 捨石工の規定による。

25-15-3 海岸ブロックエ

海岸ブロック工の施工については、25-6-5 海岸ブロック工の規定による。

- 25-15-4 欠 番
- 25-15-5 欠 番
- 25-15-6 欠 番
- 25-15-7 欠 番
- 25-15-8 場所打コンクリートエ

場所打コンクリート工の施工については、第5章 無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

第 16 節 離岸堤基礎工

25-16-1 一般事項

- 1 本節は、離岸堤基礎工として捨石工、洗掘防止工その他これらに類する工種について定める。
- 2 受注者は、不陸整正の施工に当たっては、表面を平坦に仕上げなければならない。
- 3 受注者は、離岸場基礎の施工に当たっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。

25-16-2 材 料

- 1 離岸堤基礎工に使用する捨石は、25-5-2 材料の規定による。
- 2 洗掘防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね 15~25 cmのもので、網目より 大きな天然石または割栗石を使用するものとする。
- 3 洗掘防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、25-6-2 材料の規定による。

25-16-3 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

25-16-4 捨石工

捨石工の施工については、25-5-3 捨石工の規定による。

25-16-5 洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、25-14-5 洗掘防止工の規定による。

第 17 節 離岸堤本体工

25-17-1 一般事項

- 1 本節は、離岸堤本体工として捨石工、海岸ブロック工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定める。
- 2 離岸堤本体工の施工については、25-15-1 一般事項の規定による。

25-17-2 捨石工

捨石工の施工については、25-5-3 捨石工の規定による。

25-17-3 海岸ブロックエ

海岸ブロック工の施工については、25-6-5 海岸ブロック工の規定による。

25-17-4 欠 番

25-17-5 欠 番

25-17-6 場所打コンクリートエ

場所打コンクリート工の施工については、25-5-4 場所打コンクリート工の規定による。

第 18 節 人工リーフ堤体工

25-18-1 一般事項

本節は、人工リーフ堤体工として、捨石工、海岸ブロック工その他これらに類する工種について 定める。

25-18-2 捨石工

捨石工の施工については、25-5-3 捨石工の規定による。

25-18-3 海岸ブロックエ

海岸ブロック工の施工については、25-6-5 海岸ブロック工の規定による。